

建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号に係る一括同意基準

仙台市建築審査会

第1 趣旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項第 2 号に規定する許可に際し、一定の基準を満たし公益上必要で通行上支障がないと認める建築物に対して、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るため、一括同意基準を定めるものである。

第2 適用範囲

次の各号のいずれかに該当する建築物については、法第 44 条第 1 項第 2 号に基づく許可に係る建築審査会の同意は一括同意とする。

- （１）バス停留所の上屋又はタクシー乗り場の上屋
- （２）有料道路上に設置される料金徴収所又はその関連施設

第3 対象要件

次の要件を満たすこと。

- （１）安全かつ円滑な交通の確保がされているものとして、道路管理者との協議が整ったもの
- （２）建築物の主要構造部は、不燃材料とする。ただし、建築物の外壁及び軒裏を防火構造としたもの、屋根にあっては、建築基準法第 62 条の規定に適合する構造としたものはこの限りでない。
- （３）当該道路に接する近傍の建築物及び敷地に対して、安全上、防火上及び避難上支障が無いと認められるもの

第4 建築審査会の同意

この一括同意基準に基づく許可については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

第5 建築審査会への報告

特定行政庁は、この一括同意基準により許可をした際には、速やかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

付 則

（施行期日）

初回承認	平成 14 年 2 月 21 日
一部改正	平成 15 年 2 月 20 日
一部改正	平成 15 年 7 月 16 日
一部改正	平成 30 年 3 月 9 日
一部改正	令和 2 年 10 月 19 日
一部改正	令和 7 年 3 月 28 日